

# 国民健康保険 からのお知らせ

町民保険課 TEL366・7115

年に1度の健康チェックのチャンス  
7月から健診が始まります

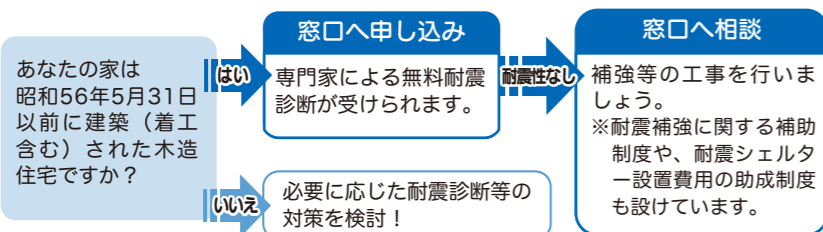
<b>特定健康診査</b>	特定健康診査は、自覚症状が出にくい生活習慣病を早期に発見するための健診です。
<b>対象者</b>	40～74歳（一部75歳）の国民健康保険加入者 ※妊産婦、6ヶ月以上継続して入院している方、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・障害者支援施設などの施設入所者は、対象外です。
<b>自己負担額</b>	①40～69歳の方 1,000円 ②70～74歳の方（一部75歳） 500円
<b>実施期間</b>	7月～11月 ※昭和15年9月1日～昭和15年11月30日生まれの方は誕生日の前日まで に受診してください。
<b>実施場所</b>	県内の指定医療機関
<b>その他</b>	対象者には、①受診券 ②質問票 ③医療機関一覧表 ④案内チラシを送付します。
<b>日帰り人間ドック</b>	広報3月号等でお知らせしましたが、まだ人数に余裕があります。
<b>対象者</b>	今年度40～59歳になられる国民健康保険税の滞納がない世帯の方
<b>自己負担額</b>	8,500円
<b>その他</b>	定員70人になり次第締め切ります。申し込みがお済みでない方は、健康推進課（TEL365・1399）へお電話にてお申し込みください。  すでに受診票が届いている方は早めに病院に予約し、受診をお願いします。キャンセルする場合は必ず連絡してください。
<b>【注意】</b>	「日帰り人間ドック」を受診すると、内容が重複するため「特定健診」及び町で実施する各種検診（胃がん・肺がん・腹部超音波検診・大腸がん検診）を受診することはできません。

安心・安全な住まいに!!

## 耐震診断を受けましょう

昭和56年5月31日以前に建築された（着工を含む）木造住宅の耐震化に向けた補助等を行っています。  
地震による津波や火災等からの避難をするにも、まずは「揺れ」から自宅や自分の命を守ることが最優先です。  
自宅の耐震性が分からない方は、耐震診断を受診し、安全性を確認することが大切です。耐震診断は、無料で受診できます。

あなたのお住まいの耐震化はお済みですか？



県内では、平成23年度末時点で、昭和56年5月31日以前の本造住宅が約11万7千戸あると推計されています。対象となる本造住宅にお住まいの方は、無料耐震診断を受け、耐震性の有無を確認しましょう。

【問い合わせ先】耐震診断、耐震補強について 産業建設課 TEL366・7120  
耐震シェルターについて 総務課 TEL366・7113

## 高齢受給者証を更新します

70歳以上の被保険者の方は医療機関を受診する際、「保険証」と「高齢受給者証」を窓口で必ず提示してください！  
現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は平成27年7月31日までとなりますので、**新しい高齢受給者証**を7月末までに送付します。8月からは送付する高齢

受給者証に記載されている一部負担金の割合で医療機関を受診する場合は、平成26年中の所得に

## 限度額適用認定証の申請

70歳未満の方の高額な医療費の支払いを一定の限度額に定めるには、国民健康保険限度額適用認定証が必要です。  
昨年8月以降に申請された方の、現在お持ちの認定証の有効期限は平成27年7月31日までです。  
**引き続き認定を受けるには、**

再度申請が必要となりますので、今年の8月以降も高額な医療費の支払予定がある方は忘れずに申請してください。  
**対象者** 70歳未満の被保険者の方で、国民健康保険税の滞納がない世帯の方  
**標準負担額減額認定証の申請**については、低所得者世帯の方を対象に、

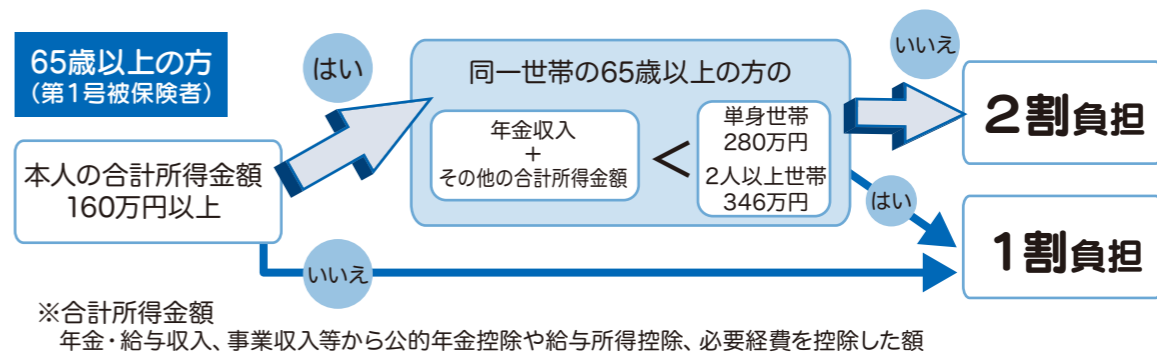
入院時の食事標準負担額の減額を行っています。昨年8月以降に申請された方の、現在お持ちの国民健康保険標準負担額減額認定証の有効期限は平成27年7月31日までです。  
**引き続き認定を受けるには、再度申請が必要となりますので、8月以降に入院予定がある方は忘れずに申請してください。**

## 平成27年度介護保険制度改正のお知らせ 平成27年8月からの主な改正内容



### 一定以上の所得がある65歳以上の被保険者の方は利用者負担が2割になります。

一定以上の所得がある人が介護サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。この改正に伴い、要支援・要介護の認定を受けている方全員に、ご自身の負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行（7月下旬頃発送予定）しますので、介護サービスを利用する際に利用施設等への提示が必要となります。



### 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります。

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、現役並み所得者が新設され、新しい限度額が設定されました。

現行		改正後	
利用者負担段階区分	限度額	利用者負担段階区分	限度額
●一般	37,200円（世帯）	●現役並み所得者	44,400円（世帯）
●住民税非課税世帯	24,600円（世帯）	●一般	37,200円（世帯）
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）		
●生活保護受給者など	15,000円（個人）		

※現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方

### 低所得の方で施設及びショートステイ利用者の食費・居住費の負担軽減の基準が変わります。

住民税非課税世帯の方で、介護保険施設及び短期入所サービス（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費補助の認定要件に、預貯金等の資産を勘案することが加えられ、次のア、イのいずれかに該当する場合は、補助を受けることができません。

- ア 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税を課税されている場合
- イ 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）を超える場合

【問い合わせ先】 町民保険課 TEL366・7115